

監査委員公表第515号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年8月31日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
大分県監査委員 姫 野 邦 子
大分県監査委員 田 中 利 明
大分県監査委員 平 岩 純 子

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成22年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の24地方機関（振興局、県税事務所及び土木事務所）について、平成23年4月5日から7月11日までの期間において、実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した24機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり17機関において、2件の指摘事項と56件の注意事項があった。

その他の7機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

（1）指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

（2）注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(総務部)	
西部振興局	公用車の運転中、スリップにより右前部が大型トラックに衝突し、公用車が廃車になった事例のほか、自損事故による公用車の破損があり、多額の損害が発生していることが認められた。
(土木建築部)	
日田土木事務所	大雨、台風時の道路への落石等による災害を防止するための「道路防災監視システム」については、年2回の定期点検により、システムの維持・管理を行っている。 各定期点検後、道路利用者に対し大雨、落石等の情報を提供する「道路気象情報表示板」の文字が欠落して表示されるので早急に修理・交換を要する等の報告を受けていたが、修理等がなされたのは、点検の6か月後から1年後であったことが認められた。

2 注意事項

(総務部)	
東部振興局	① 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。 ② 平成22年度車両購入計画により買換えを予定していた車両について、誤って自動車検査証の更新等の手続を行った事例が認められた。
中部振興局	① 水産物流通加工総合対策事業費補助金について、補助事業の開始後に日付を遡及して交付決定を行っていた事例が認められた。 ② 公共工事の施工の用に供するための土地の賃貸借契約において、契約の相手方の死亡後、契約の相手方の子が作成した本人名義の請求書を基に賃借料の支払いをしていた事例が認められた。 ③ 地域活性化総合補助金において、補助事業者が一者見積りにより施設整備や物品の購入について随意契約を行っている事例などが認められた。 ④ おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業において、完了確認検査を行っていない事例が認められた。 ⑤ 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。 ⑥ 公務旅行における自家用車の使用について、旅行命令権者の登録を受けずに自家用車を使用するなど、適正を欠く事例が認められた。
南部振興局	① 現金収納事務において、使用料等領収した現金の金融機関への払込みが遅延している事例が認められた。 ② 鳥獣被害防止総合対策交付金において、有害鳥獣捕獲用わなの購入が年度末近くになったため、交付した補助金が十分な効果を発揮していない事例が認められた。

南部振興局	<p>③ 地域活動支援費補助金等において、交付決定事務が遅延し、補助事業の開始後に交付決定手続が行われていた事例が認められた。</p> <p>④ 治山工事において、最低制限価格の算定に誤りが認められた。</p> <p>⑤ 証紙及び切手の受払いにおいて、決裁権者の在・不在にかかわらず、常時代決していたことが認められた。</p>
豊肥振興局	<p>① 職員住宅貸付料の滞納者に対して督促状を発行していない事例が認められた。</p> <p>② 地域活動支援事業費補助金等において、変更承認申請を事後に行っているほか、補助事業者が一者見積りによる随意契約で物品購入等を行っている事例などが認められた。</p> <p>③ 消防用設備等点検結果報告書において、自動火災報知設備に係る点検結果が不良とされていた箇所について、6か月以上にわたり修繕等の措置が取られていない事例が認められた。</p>
西部振興局	<p>① 公衆電話取扱手数料について、通帳から出金した現金の納入が遅延しているなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>② 地域活性化総合補助金について、補助事業者が要綱で規定されている財産台帳を作成していないなどの事例が認められた。</p> <p>③ 県有土地改良財産について、市への譲与手続の遅滞や管理方法等について適正を欠く事例が認められた。</p> <p>④ 実証展示を行うために畜産農家に貸し付けている放牧用電気牧柵について、物品の部外貸付けの手続を行っていない事例が認められた。</p> <p>⑤ 証紙、切手及び燃料券の受払いにおいて、決裁権者の在・不在にかかわらず、常時代決していたことが認められた。</p> <p>⑥ 公務旅行における自家用車の使用について、旅行命令権者の登録を受けずに自家用車を使用しているなど、適正を欠く事例が認められた。</p>
北部振興局	<p>① 鳥獣被害防止総合対策交付金において、有害鳥獣捕獲用わなの購入が年度末近くになったため、交付した補助金が十分な効果を発揮していない事例が認められた。</p> <p>② 地域活性化総合補助事業において、補助事業者が一者見積りによる随意契約で物品購入等を行っている事例が認められた。</p> <p>③ 内水面漁業振興事業費補助金等において、交付決定事務が遅延し、補助事業の開始後に交付決定手続が行われていた事例が認められた。</p> <p>④ おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業等において、完了確認検査を行っていない事例が認められた。</p> <p>⑤ 県営林産物概算売買契約において、契約保証金を納めさせる必要があったにもかかわらず、徴収していない事例が認められた。</p>

北部振興局	<p>⑥ 氷蓄熱システム保守管理業務について、冷暖房切替保守整備に係る点検報告書等が一部適切に管理されていない事例が認められた。</p> <p>⑦ 総合庁舎の耐震補強工事を行っているにもかかわらず、長期にわたって当該県有財産の価格改定手続を行っていないことが認められた。</p>
別府県税事務所	公用車の交通事故により損害の発生が認められた。
(土木建築部)	
豊後高田土木事務所	<p>① エレベーター保守点検委託契約において、年次結果報告書が未提出にもかかわらず、委託料を支払っていた事例が認められた。</p> <p>② 道路維持補修業務委託契約において、側溝蓋の新規設置など契約内容に含まれていない業務を行わせているなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>③ 道路維持補修業務委託契約等の業務実施に係る書類について、必要事項の記載がないものや供覧されていないものなどが多数認められた。</p>
別府土木事務所	<p>① 港湾の防波堤上に設置された水銀灯が欠落し、照明灯として機能していないにもかかわらず、定額電灯料金を支払っていた事例が認められた。</p> <p>② 道路維持補修業務委託契約及び河川等維持補修業務委託契約において、契約内容に含まれていない業務を行わせているなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>③ 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p>
大分土木事務所	<p>① 港湾使用料において、収入未済額が多額であり、前年度と比較して収入未済額が増加し、収納率も低下していることが認められた。</p> <p>② 用地交渉手当について、申請手続がされず支給されていない事例が認められた。</p> <p>③ 水道料金の支払いにおいて、支払遅延を生じたうえに、預金口座から直接現金を引き出し料金を支払うなど適正を欠く会計処理が認められた。</p> <p>④ カラーコピー等の支出において、単価契約を締結していないにもかかわらず、見積書を徴することなく会計処理を行うなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>⑤ 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p>
臼杵土木事務所	<p>① 用地交渉手当について、申請手続がされず支給されていない事例が認められた。</p> <p>② 大型図面折り機の賃借契約（長期継続契約）において、競争入札によるべきところを随意契約により契約を締結している事例などが認められた。</p>

白杵土木事務所	③ 庁舎自家用電気工作物保安管理委託において、改修を要する旨の点検結果報告を受けていながら、改修をしていないことが認められた。 ④ 購入及び管理換えした備品について、備品使用簿及び物品管理換書が整備されていないことが認められた。
佐伯土木事務所	公用車の交通事故により損害の発生が認められた。
豊後大野土木事務所	① 砂防ダム工事に係る工事設計書について、残土処理工の数量を誤ったことによる過大積算が認められた。 ② 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。
玖珠土木事務所	河川改良工事に伴い実施する町道橋架け替えに係る町からの受託事業について、町と締結した実施協定書に負担金の納入時期が明記されていない事例が認められた。
日田土木事務所	① 道路パトロール車2台に係る自賠責保険料について、過去3回にわたり過大に支払っていることが認められた。 ② 路面維持補修業務委託において、業務委託検査調書の記載、押印がされていないなど適正を欠く事例が認められた。 ③ 国道442号等の交通安全工事での変更契約において、業者への指示、協議内容を記録した「指示・承諾・協議書」が作成されていないことが認められた。 ④ 道路法に基づき県が行う道路占用許可について、更新申請がされておらず、無許可で道路占用をしている事例が認められた。 ⑤ 平成22年4月に安全運転管理者が変更となっているが、安全運転管理者等選任報告を所定の手続により行っていないことが認められた。
中津土木事務所	舗装新設工事に係る工事設計書について、排水性アスファルト合材の資材単価を誤ったことによる過小積算が認められた。
宇佐土木事務所	道路占用料について、道路占用台帳の整備が不十分であるために調定額に誤りが認められた。

3 監査の執行状況

各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
東部振興局	平成23年6月21日から平成23年6月23日まで、平成23年7月11日
中部振興局	平成23年6月14日から平成23年6月16日まで、平成23年7月5日
南部振興局	平成23年5月24日から平成23年5月26日まで、平成23年6月1日
豊肥振興局	平成23年5月23日から平成23年5月25日まで、平成23年6月9日
西部振興局	平成23年6月7日から平成23年6月9日まで、平成23年6月29日
北部振興局	平成23年6月1日から平成23年6月3日まで、平成23年7月6日
別府県税事務所	平成23年6月9日、平成23年7月11日
大分県税事務所	平成23年6月21日から平成23年6月22日まで、平成23年7月5日

佐伯県税事務所	平成23年6月14日、平成23年7月1日
豊後大野県税事務所	平成23年6月15日、平成23年7月1日
日田県税事務所	平成23年6月8日、平成23年6月29日
中津県税事務所	平成23年6月20日、平成23年7月6日
豊後高田土木事務所	平成23年4月12日から平成23年4月14日まで、平成23年5月11日
国東土木事務所	平成23年4月19日から平成23年4月21日まで、平成23年5月20日
別府土木事務所	平成23年4月19日から平成23年4月21日まで、平成23年5月18日
大分土木事務所	平成23年5月17日から平成23年5月19日まで、平成23年6月2日
臼杵土木事務所	平成23年4月5日から平成23年4月7日まで、平成23年4月21日
佐伯土木事務所	平成23年4月19日から平成23年4月21日まで、平成23年5月19日
豊後大野土木事務所	平成23年4月5日から平成23年4月7日まで、平成23年4月20日
竹田土木事務所	平成23年4月5日から平成23年4月7日まで、平成23年4月20日
玖珠土木事務所	平成23年5月17日から平成23年5月19日まで、平成23年5月26日
日田土木事務所	平成23年5月17日から平成23年5月19日まで、平成23年5月26日
中津土木事務所	平成23年4月12日から平成23年4月14日まで、平成23年5月10日
宇佐土木事務所	平成23年4月12日から平成23年4月14日まで、平成23年5月11日